

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たる翌日には、その日が休日である場合）

## 目次

◇告示 平成十年度鳥取県母子世帯等実態調査実施要領（児童家庭課）

大規模小売店舗における小商業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（二件）

## 告示

### 鳥取県告示第四百五十五号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、平成十一年度鳥取県母子世帯等実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成十年六月二十二日

鳥取県知事 西尾邑 次

### 平成十年度鳥取県母子世帯等実態調査実施要領

#### 一 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦（以下「母子世帯等」という。）の生活実態を把握し、母子世帯等に対する福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 用語の定義

1 この要領において「母子世帯」とは、父のいない児童がその母によって養育されている世帯をいう。

2 この要領において「父子世帯」とは、母のいない児童がその父によって養育されている世帯をいう。

3 この要領において「寡婦」とは、四十歳以上六十五歳未満の配偶者のいない女子であって、父のいない児童をかつて養育していたものをいう。

4 この要領において「父のいない児童」及び「母のいない児童」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 父又は母が死亡した児童

イ 父母が婚姻を解消した児童

ウ 父又は母の生死が一年以上明らかでない児童

エ 父又は母から引き続き一年以上遺棄されている児童

オ 父又は母の身体又は精神が障害の状態にあるため、その養育を受けることができない児童

カ 父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されているため、その養育を受けることができない児童

キ 母が婚姻によらないで懷胎した児童

ク その他アからキまでに掲げる児童に準ずる状況にある児童

5 この要領において「児童」とは、満二十歳未満の者で未婚のものをいう。

#### 三 調査の対象

この調査は、県内の母子世帯等を対象とする。

## 四 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

1 母子世帯等に該当することとなつた時期等

2 家族の状況

3 就労の状況

4 生計の状況

5 住居の状況

6 育児及び家事の状況

7 意識の状況

8 行政機関の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

## 五 調査の方法

この調査は、民生委員が、母子世帯等を訪問して調査票の記入を依頼し、後日回収する方法で行う。

## 六 調査の対象となる日

平成十年七月一日

## 七 調査期間

平成十年七月一日から同月二十一日まで

## 八 結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表する。

## 鳥取県告示第四百五十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがある

ので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業山路地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し次のとおり縦覧に供する。

平成十年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成十年六月二十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

郡家町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第四百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

3 平成10年6月23日 火曜日

## 鳥 取 県 公 報 取 県

平成十年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

開発許可の年月日及び番号

平成十年一月二十九日 鳥取県指令都計三一一第一二号

開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字中江

開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田 隆朝

## 鳥取県告示第四百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

施設の名称	所在地
さわやか人権文化センター	倉吉市上米積一〇七四一一

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

泊村選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年六月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

施設の名称	所在地
泊村活性化センターはまなす	東伯郡泊村大字園三八六一

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

倉吉市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設の指定を次のとおり解除

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田町一三四九

角眞一

した旨の報告があつたので告示する。

平成十年六月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

施設の名称	所在地
さわやか人権文化センター	倉吉市上米積四六九一一〇